

シティプロモーション推進実施計画策定及び推進庁内検討会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市シティプロモーション戦略プランに基づくシティプロモーション推進実施計画(以下「推進実施計画」という。)の策定及び推進に係る必要な事項を調査審議するため、シティプロモーション推進実施計画策定及び推進庁内検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 推進実施計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 検討会議の委員は、別表に掲げる庁内関係所管課長をもって組織する。ただし、座長が必要と認めるときは、他の職員等の出席を求めることができる。

(座長)

第4条 検討会議の座長は、総務企画局シティプロモーション推進室担当課長とする。

2 座長は検討会議を代表し、会務を総理する。

(作業部会)

第5条 推進実施計画の検討及び進捗状況の必要に応じて、検討会議の下に関係所管課担当職員等による作業部会を置くことができる。

2 作業部会に部会長を置き、総務企画局シティプロモーション推進室担当課長をもって充てる。

(事務局)

第6条 検討会議の事務局を総務企画局シティプロモーション推進室に置く。

(委任)

第7条 前各条に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月28日から施行する。

別表(第3条関係)

座長	総務企画局	シティプロモーション推進室担当課長〔ブランド戦略〕
委員	総務企画局	都市政策部企画調整課担当課長
	総務企画局	デジタル化推進室担当課長
	総務企画局	行政改革マネジメント推進室担当課長
	財政局	財政部財政課長
	市民文化局	市民スポーツ室担当課長
	市民文化局	オリンピック・パラリンピック推進室担当課長
	市民文化局	市民文化振興室担当課長
	経済労働局	産業振興部観光プロモーション推進課長
	経済労働局	イノベーション推進室担当課長
	環境局	地球環境推進室担当課長
	まちづくり局	拠点整備推進室担当課長
	建設緑政局	緑政部緑化フェア推進担当課長
	臨海部国際戦略本部	臨海部事業推進部担当課長
	総務企画局	シティプロモーション推進室担当課長〔広報〕